

最大 24 万円

※一次産業従事者は最大72万円

志摩市への 移住を希望するあなたの 家賃を サポートします

制度の詳細はコチラ

【若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業】

定住の意思を持つ若者や子育て世帯が、志摩市への移住に際し住宅を確保するための家賃支援を行います。



《志摩市HP》

補助金の額

- ✓ 最大24万円（月額最大2万円×12箇月）
- ✓ 一次産業就業者は最大72万円（月額最大2万円×36箇月）

申請期間

補助金の交付申請は、次の期間中に行う必要があります。

対象となる家賃	申請期間
5月～10月までの家賃	10月1日～10月22日
11月～4月までの家賃	4月1日～4月22日

補助対象要件

- ✓ 初回申請時に40歳未満の方
- ✓ 中学生以下のお子様をお持ちの世帯
- ✓ 転入した日から6箇月以内に初回の交付申請を行う方
- ✓ 転勤、医療施設等への入所等による一時的な居住ではないこと
- ✓ 市内に住民登録のある方との結婚による転入でないこと
- ✓ その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ✓ 市税及び家賃を滞納していないこと 等

▶ 移住全般に関するお問い合わせ

志摩市 観光経済部 経済課

TEL : 0599-44-0010 (平日8:30～17:15)

E-mail: keizai@city.shima.lg.jp